

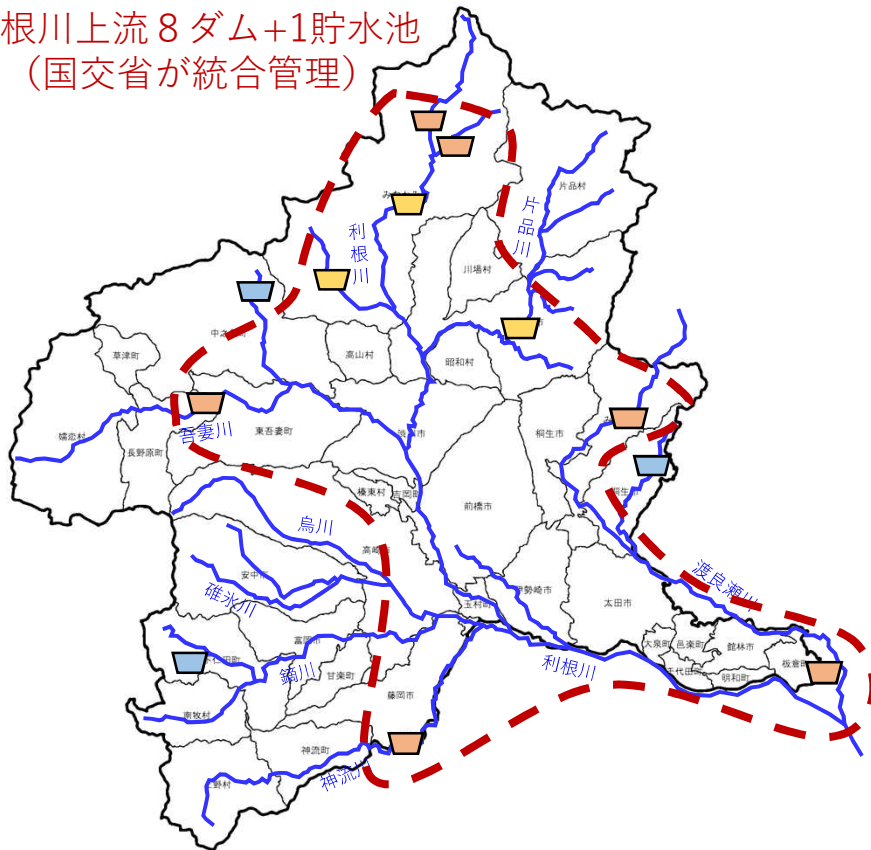
群馬県における 渇水・大規模自然災害・施設の老朽化に対する 取り組み状況等について




令和2年11月4日
群馬県

1 概況

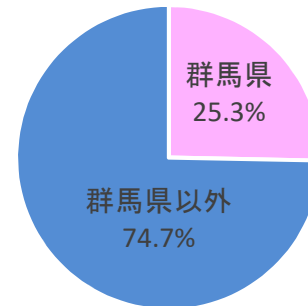
②水資源開発(ダム)の状況(首都圏の水がめとしての役割)

利根川上流 8 ダム+1貯水池
(国交省が統合管理)

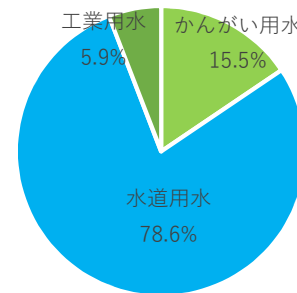


-  国交省・水機構管理 (フルプラン対象)
-  群馬県管理 (フルプラン対象)
-  国交省管理 (フルプラン対象外)

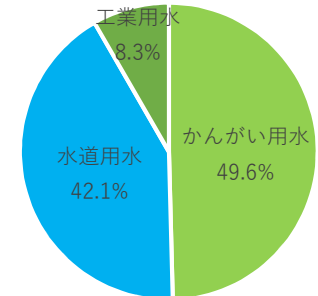
開発水量(約76m³/s)のうち、
群馬県とそれ以外の割合
(フルプラン対象 県内8ダム分)



開発水量(約76m³/s)のうち、
目的別の割合(全体)
(フルプラン対象 県内8ダム分)



開発水量(約19m³/s)のうち、
目的別の割合(群馬県のみ)
(フルプラン対象 県内8ダム分)



- 群馬県内のダム (全体 47 施設)
- | | | |
|---------|-------|---------|
| 治水・利水ダム | 22 施設 | ※取水ダム含む |
| 農業用ダム | 8 施設 | |
| 発電用ダム | 17 施設 | |

3 危機時に必要な水を確保するための対策

① 渇水発生状況や東日本大震災による被害状況

渇水発生状況

< 利根川 >

- 過去の大規模な渇水(H6、H8)では、最大30%の取水制限
- 直近10年間では、3回の取水制限を実施(H24、H25、H28)

< 渡良瀬川 >

- 過去の大規模な渇水(H6、H8)では、取水制限により、水田の末端で水不足発生
- 直近10年間では、7回の取水制限を実施(H23~H25、H27~H30)

東日本大震災等による被害状況

< 水道施設 >

- 地震の揺れにより、県内20市町村で水道管が損傷し、11市町村で断水等の被害発生（断水戸数 約1,950戸）

< 工業用水道施設 >

- 東毛工業用水道では、複数の工業団地で送水管路の空気弁や可撓管からの漏水

< ため池 >

- 藤岡市の大谷池、牛秣貯水池等、被害は5箇所

大谷池



牛秣貯水池



3 危機時に必要な水を確保するための対策

②施設の老朽化や地震対策等、現状の課題



<施設の老朽化>

- 多くは戦後の高度経済成長期に作られた施設であり、施設の更新時期を迎えている
- 限られた予算の中で、効果的な対策を実施する必要がある



<地震対策>

新潟県中越地震や東日本大震災等の大地震が発生しており、また今後発生する可能性が高い首都直下型地震に対する対策が急務



<豪雨災害対策>

東日本大震災や西日本豪雨では農業用ため池の決壊が問題となったことから、全県でため池の緊急点検を実施

3 危機時に必要な水を確保するための対策

③課題への対応について(危機時にも安定した水供給を図るために)



<水道>

- 安定した水道供給を持続するための方策を示した「水道ビジョン」を県で策定
(計画期間：令和2～11年度までの10年間)
- 基幹管路の耐震適合率の向上
(H26年度末 41.5% → R1年度末 47.5%)
- 工業用水道施設の更新・耐震化長期計画を策定
→ 浄水及び配水施設の耐震化を実施中
(計画期間：令和元年度からの40年間)

<ため池>

- 老朽化対策や地震等の災害に強い施設の計画的な整備及び、整備に向けた詳細調査等の実施について「群馬県農業農村整備計画2020」に位置付け
(R6年度を目標年とし、206箇所の詳細調査を実施)

<県営ダム>

- 安定的なダム運用を行うために「群馬県ダム長寿命化計画」を策定し、予防保全事業を実施
(H28年度策定、計画期間40年間)

3 危機時に必要な水を確保するための対策

③課題への対応について(危機時にも安定した水供給を図るために)

<水道災害発生時>

- 地震、異常湧水その他の水道災害において、群馬県および県内水道事業者が協力して相互応援活動を実施（協定締結）

群馬県水道災害相互応援協定

- 県内の地方公共団体等を5ブロックに区分
- 被災状況に応じて、ブロック内、ブロック間、ブロック外（県外）による応援活動を実施
- 応援活動の内容は、応急給水作業、応急復旧工事など（基本7日間）

<湧水対策>

<利根川水系全体>

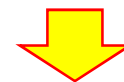
利根川水系湧水対策連絡協議会
（事務局：関東地方整備局）

<河川毎>

神流川：烏・神流・利根川利水者懇談会
（事務局：高崎河川国道事務所）

渡良瀬川：渡良瀬川水利用使用調整連絡協議会
（事務局：渡良瀬川河川事務所）

利根川本川の取水制限の実施が正式決定



群馬県湧水対策本部

県内部の関係課による「湧水対応タイムライン」の確実な運用
（平成29年作成済）

4 教育・普及、水源地域対策

①教育・普及

ぐんまダムかるた

- 群馬県は利根川の最上流に位置する水源県で、県内には数多くのダムが存在。
- ダムを観光資源として活かすとともに、ダムの役割や魅力を広く伝えることを目的に、県内すべてのダムを対象とした「ぐんまダムかるた」を作成。
- ダムの情報がわかる絵札と、ダムの特徴を詠った読み札の2枚1組で全44種類。
- 「ぐんまダムかるた」は、令和2年11月1日から配布開始。

【ぐんまダムかるたの例】



絵札（表面・裏面）



読み札（表面・裏面）

4 教育・普及、水源地地域対策

①教育・普及

東京都との上下流交流事業

- 水源地（群馬県）と受益地（東京都）の交流を通じて、水の大切さと相互の理解を深めるため、平成10年度から交流事業を実施している
- 令和元年度までに約3,600名に参加いただいている

【具体的な実施内容】

①夏休み水のふるさと体験会



- 例年8月下旬開催（1泊2日）
- 都県親子80名参加
・自然観察会
・ダム見学会 など

②サケの稚魚放流と利根導水路施設見学会



- 例年3月上旬開催
- 都県民参加80名

水の作文コンクール

- 中学生を対象に「水について考える」をテーマに作文を募集
- 群馬県審査では、優秀賞5編、入選10編を選出し、上位5編を(全国)中央審査へ推薦

【近年の応募状況】

R2	12校	789編	(中央審査受賞	2編)
R1	9校	463編	(中央審査受賞	4編)
H30	8校	475編	(中央審査受賞	1編)

ぐんまウォーターフェア

- 児童及び保護者を対象に、水を使った実験や観察などを体験しながら、水の大切さについて考えていただくイベントを開催

【具体的な実施内容】

- 例年7月下旬開催（3日間）
- ぐんまこどもの国児童会館
- 入場者数約1,400名
- 濁った水を凝集剤できれいにする実験
- 水力発電の仕組み
- ぐんまに生息する魚の展示 等



4 教育・普及、水源地域対策

②森林保全について

群馬県水源地域保全条例

豊かな水を育む森林を保全することにより、県民をはじめ流域に暮らす人々が清らかで豊かな水を将来にわたって安心して利用できるよう、本条例を制定

条例施行日：平成24年6月26日

◆関係者（県・県民・地権者等）の責務を規定

県は森林の現状を把握に努めるとともに、森林の有する水源涵養機能の維持・増進に係る施策を総合的に推進し、県民及び地権者等は、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める

参考：群馬県水源地域図

◆水源地域の指定

知事は、森林を整備・保全する必要がある地域を水源地域に指定することができる

→H24.8.28指定



◆森林の土地の所有権等の移転等の事前届出等

水源地域内の民有林の土地売買等の契約を締結しようとするときは、事前に知事へ届け出なければならない

ぐんま緑の県民税

- 私たちの暮らしを支え、多くの恵みをもたらす森林は県民共有の財産
- この大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくため、「ぐんま緑の県民税」を導入し、様々な施策に取り組んでいる
- 平成26年4月に1期5年（H26～H30）として導入した。最終年度（H30）に今後のあり方を検討し、平成31年度以降も継続となった

◆県が実施する事業

- 水源地域等の森林整備
- 森林ボランティア活動・森林環境教育の推進



◆市町村が実施する事業（市町村提案型事業）

- 荒廃した里山・平地林の整備
- 貴重な自然環境の保護・保全活動に対する補助
- 森林の公有地化に対する支援等

